

平成十七年法律第九十四号

偽造カード等及び盜難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金の保護等に関する法律

(目的)

この法律は、偽造カード等又は盜難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等による被害が多発していることから、これらのカード等を用いて行われる機械式預貯金等契約を締結している預貯金者の故意により当該機械式預貯金払戻しが行われたものである。貯金払戻し等に関する民法(明治二十九年法律第八十九号)の特例等について定めるとともに、これらのカード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等の防止のための措置等を講ずることにより、これらのカード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護を図り、あわせて預貯金に対する信頼を確保し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げるものをいう。

一 銀行

二 信用金庫

三 信用金庫連合会

四 農労金庫連合会

五 農業協同組合連合会

六 農業協同組合連合会

七 信用協同組合連合会

八 農業協同組合連合会

九 農業協同組合連合会

十 漁業協同組合連合会

十一 漁業協同組合連合会

十二 水産加工業協同組合

十三 水産加工業協同組合連合会

十四 農林中央金庫

十五 株式会社商工組合中央金庫

2 この法律において「預貯金者」とは、金融機関と預貯金等契約(預貯金の預入れ及び引出しに係る契約又はこれらに併せて金銭の借入れに係る事項を含む契約をいう。以下同じ。)を締結する個人をいう。

3 この法律において「真正カード等」とは、預貯金等契約に基づき預貯金者に交付された預貯金の引出用のカード又は預貯金通帳(金銭の借入れをするための機能を併せ有するものを含む。以下「カード等」という。)をいう。

4 この法律において「偽造カード等」とは、真正カード等以外のカード等その他これに類似するものをいう。

5 この法律において「盜難カード等」とは、盗取された真正カード等をいう。

6 この法律において「機械式預貯金払戻し」とは、金融機関と預貯金者との間において締結された預貯金等契約に基づき行われる現金自動支払機(預貯金等契約に基づき預貯金の払戻し又は金銭の借入れを行うことができる機能を有する機械をいう。次項において同じ。)による預貯金の預貯金等契約に基づき行われる現金自動支払機による金銭の借入れ(預貯金以外のものを担保とする借入れを除く。)をいう。

(カード等を用いて行われる機械式預貯金払戻し等に関する民法の特例)

第三条 民法第四百七十八条の規定は、カード等その他これに類似するものを用いて行われる機械式預貯金払戻し及び機械式金銭借入れ(以下「機械式預貯金払戻し等」という。)については、(カーデ等を用いて行われる機械式預貯金払戻し等に関する民法の特例)

適用しない。ただし、真正カード等を用いて行われる機械式預貯金払戻し等については、この限りでない。

(偽造カード等を用いて行われた機械式預貯金払戻し等の効力)

第四条 偽造カード等を用いて行われた機械式預貯金払戻しは、当該機械式預貯金払戻しに係る預貯金等契約を締結している預貯金者の故意により当該機械式預貯金払戻しが行われたものであるとき又は当該預貯金等契約を締結している金融機関が当該機械式預貯金払戻しについて善意でかつ過失がない場合であつて当該預貯金者の重大な過失により当該機械式預貯金払戻しが行われることとなつたときに限り、その効力を有する。

2 偽造カード等を用いて行われた機械式金銭借入れについては、当該機械式金銭借入れに係る預貯金等契約を締結している預貯金者の故意により当該機械式金銭借入れが行われたものであるとき又は当該預貯金等契約を締結している金融機関が当該機械式金銭借入れについて善意でかつ過失がない場合であつて当該預貯金者の重大な過失により当該機械式金銭借入れが行われることとなつたときに限り、当該預貯金者がその責任を負う。

(盜難カード等を用いて行われた不正な機械式預貯金払戻し等の額に相当する金額の補てん等)

第五条 預貯金者は、自らの預貯金等契約に係る真正カード等が盗取されたと認める場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該預貯金等契約を締結してある金融機関に対し、当該盗取に係る状況に係る盜難カード等を用いて行われた機械式預貯金払戻しの額に相当する金額の補てんを請求することができる。

一 当該真正カード等が盗取されたと認められた後、速やかに、当該金融機関に対し盗取された旨の通知を行つたこと。

二 当該金融機関の求めに応じ、遅滞なく、当該盗取が行われるに至つた事情その他の当該盗取に関する状況について十分な説明を行つたこと。

三 当該金融機関に対し、捜査機関に対して当該盗取に係る届出を提出していることを申し出たことその他当該盗取が行われたことが推測される事実として内閣府令で定めるものと示したこと。

2 前項の規定による補てんの求めを受けた金融機関は、当該補てんの求めに係る機械式預貯金払戻しが盜難カード等を用いて行われた不正なものでないこと又は当該機械式預貯金払戻しが当該補てんの求めをした預貯金者の故意により行われたことを証明した場合を除き、当該補てんの求めをした預貯金者に対して、当該機械式預貯金払戻しの額に相当する金額(基準日以後において行われた当該機械式預貯金払戻しの額に相当する金額に限る。以下「補てん対象額」という。)の補てんを行わなければならない。ただし、当該金融機関が、当該機械式預貯金払戻しが盜難カード等を用いて不正に行われたことについて善意でかつ過失がないこと及び当該機械式預貯金払戻しが当該預貯金者の過失(重大な過失を除く。)により行われたことを証明した場合は、その補てんを行わなければならない。金額は、補てん対象額の四分の三に相当する金額とする。

3 第一項の規定による補てんの求めを受けた金融機関は、前項の規定にかかるわらず、次の各号のいずれかに該当することを証明した場合には、当該補てんの求めをした預貯金者に対して、補てんを行うことを要しない。

一 当該補てんの求めに係る機械式預貯金払戻しが盜難カード等を用いて不正に行われたことについて金融機関が善意かつ過失がないこと及び次のいずれかに該当すること。

イ 当該機械式預貯金払戻しが当該預貯金者の重大な過失により行われたこと。

ロ 当該機械式預貯金払戻しが当該預貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人又は家事使用人によつて行われたこと。

ハ 当該預貯金者が、第一項第二号に規定する金融機関に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行つたこと。

2 当該盜難カード等に係る盗取が戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、又はこれに付随して行われたこと。

3 預貯金者が自らの預貯金等契約に係る真正カード等が盗取されたと認める場合において第一項各号のいずれにも該当するときは、当該預貯金等契約を締結している金融機関は、当該盗取に係る

る盜難カード等を用いて行われた機械式金銭借入れについて、当該金融機関が当該機械式金銭借入れが盜難カード等を用いて行われた不正なものでないこと又は当該機械式金銭借入れが当該預貯金者の故意により行われたものであることを証明した場合を除き、当該機械式金銭借入れ（基準日以後において行われた当該機械式金銭借入れに限る。以下「対象借入れ」という。）について、その支払を求めることができない。ただし、当該金融機関が、当該機械式金銭借入れが盜難カード等を用いて不正に行われたことについて善意でかつ過失がないこと及び当該機械式金銭借入れが当該預貯金者の過失（重大な過失を除く。）により行われたことを証明した場合は、その支払を求めることができない金額は、対象借入れに係る額の四分の三に相当する金額とする。

第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第三項中「第一項の規定による補てんの求めを受けた金融機関は、前項の規定にかかるわらず」とあるのは「第四項の規定は、同項の金融機関が」と、「当該補てんの求めをした預貯金者に対して、補てんを行うことを要しない」とあるのは「適用しない」と、同項第一号中「当該補てんの求めに係る機械式預貯金払戻し」とあるのは「第四項の規定の機械式預貯金払戻し」と、「当該機械式預貯金払戻し」とあるのは「当該機械式預貯金借入れ」と読み替えるものとする。

(第二項及び第四項に規定する基準日とは第一項第一号に規定する通知を行った日の三十日(預貯金者が、同項又は第四項の盗取が行われた日(当該盗取が行われた日が明らかでないときは、当該盗取に係る盗難カード等を用いて行われた不正な機械式預貯金払戻し又は機械式金銭借り入れが最初に行われた日。以下この項及び第七条において同じ。)以後三十日を経過する日までの期間内に当該盗取が行われたことを知りることができなかつたことその他の当該通知をすることができなかつたことについてやむを得ない特別の事情があることを証明したときは、三十日に当該特別の事情が継続している期間の日数を加えた日数)前日の(その日が当該盗取が行われた日前の日であるときは、当該盗取が行われた日)をいう。

(損害賠償等がされた場合等の調整)
第六条 前条第二項の規定に基づく補てんを受けることができる」とされる預貯金者に対し、次
のいずれかに掲げる請求権の全部又は一部に係る支払がされた場合においては、当該補てんの求
めを受けた金融機関は、その支払の金額の限度で当該預貯金者に対して補てんを行う義務を免れ
る。ただし、同項ただし書の規定の適用がある場合には、当該金融機関は、当該支払の金
額が補てん対象額から同項ただし書の規定に基づく補てんを受けることができる」とされる金
額を控除した金額を超えるときに限り、当該超える金額の限度で当該預貯金者に対して補てんを
行う義務を負ふ。

行う義務を負ふる。
一 盜難カード等を用いて行われた不正な機械式預貯金払戻しが弁済の効力を有しない場合に当該預貯金者が当該金融機関に対して有する当該機械式預貯金払戻しに係る預貯金の払戻請求権

二 盜難カード等を用いて行われた不正な機械式預貯金扱戻しが弁済の効力を有する場合に当該預貯金者が当該機械式預貯金払戻しを受けた者その他の第三者に對して有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権

前条第二項の規定による補てんを受けた預貯金者は、当該補てんを受けた金額の限度において、前項第一号に掲げる請求権に係る支払の請求を行うことができない。

の限度において、当該預貯金者の有する第一項第二号に掲げる請求権を取得する。
(適用除外)

（強行規定） 第三条から前条までの規定に反する専約で賃貸金者が不利益ならぬは、無効とする。
た日から二年を経過する日後に行われたときは、適用しない。

第三条から前項までの規定に反して不正統一預貯金等に不利益の無い無効とする
（偽造カード等又は盜難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等の防止のための措置等）

第九条 金融機関は、偽造カード等又は盜難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等の発生を防止するため、できるだけ速やかに、機械式預貯金払戻し等に係る認証の技術の開発

並びに情報の漏えいの防止及び異常な取引状況の早期の把握のための情報システムの整備その他の措置を講ずることにより、機械式預貯金払戻し等が正当な権限を有する者に対しても適切に行わ

預貯金者は、偽造カード等又は盜難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等が行われないよう、カード等及びその暗証番号の適切な管理に努めるものとする。

(取引の状況等の記録、保存等)
第十条 金融機関は、機械式預貯金払戻し等の状況をビデオテープ、写真その他の記録媒体に記録し、それらの物牛を保存することとし、預貯金者からその預貯金等契約に係る為替カード等又は

盗難カード等による機械預貯金戻し等に係る事実を確認するために必要な資料の提供その他協力を求めたときは、これに誠実に協力するものとする。

(関係行政機関等及び預貯金者に対する協力の要請)
第十一條 金融機関は、偽造カード等又は盜難カード等を用いて行われた不正な機械式預貯金払戻し等に関し、関係行政機関等に対し必要な協力を求めることができる。

金融機関は、偽造カード等又は盜難カード等を用いて行われた不正な機械式預貯金払戻し等に關し、当該機械式預貯金払戻し等に係る預貯金者に対して情報の提供その他の必要な協力を求めることができるものとし、当該預貯金者はこれに誠実に協力するものとする。

金融機関は、預貯金者に対し前項の協力を求めるに当たっては、当該預貯金者の年齢、心身の状態等に十分配慮するものとする。

施行期日

施行期日

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

第三条から第八条までの規定は、この法律の施行の日以後に行われる機械式預貯金払戻し等について適用する。

第二条 この法律の施行前に、偽造カード等又は盜難カード等を用いて行われた不正な機械式預貯金等に係る預貯金者に対する配慮)

（検討）
払戻し等により損害が生じた預貯金者に係る金融機関による当該損害の賠償又は補てん等については、この法律の趣旨に照らし、最大限の配慮が行われるものとする。

第三条 この法律の規定については、急速な情報化の進展、金融サービスに関する技術の高度化等のカード等を用いて行われる機械式預貯金払戻し等を取り巻く状況の変化及びこの法律の実施状況等を勘案し、預貯金者の一層の保護を図る観点から、この法律の施行後二年を目途として検討

が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

附則（平成一七年一〇月二二日法律第一〇二号）抄

(平成二七年二月二日法律第一〇二号)抄

(偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百六条 この法律の施行前に、第一百四十二条の規定による改正前の偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った处分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、同条の規定による改正後の偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行った处分、手續その他の行為とみなす。

附 則（平成一九年六月一日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第二十二条まで、第二十五条から第三十条まで、第一百一条及び第一百二条の規定
定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
(处分等に関する経過措置)

第二百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。